

消 防 危 第 104 号
平成 29 年 5 月 18 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

危険物規制事務に関する執務資料の送付について

危険物規制事務に関する執務資料を別紙のとおり送付しますので、執務上の参考としてください。

また、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知くださいますようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

(問い合わせ先)
消防庁危険物保安室
担当：岡澤課長補佐、清野係長
TEL 03-5253-7524
FAX 03-5253-7534

(屋外タンク貯蔵所関係)

問 浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクの特別通気口について、当該通気口の通気量が日本高圧力技術協会規格 G-107「固定屋根付き浮き屋根式石油類貯蔵タンクの通気装置」に示されている通気量(固定屋根と浮き屋根間に滞留する蒸気量を、内径が 25m 以下のタンクについては 18 時間以内に、内径が 25m を超えるタンクについては 24 時間以内に元の量の 25%以下に換気し得る通気量)を満足することが数値流体力学による解析等により確認できれば、「浮き蓋付特定屋外貯蔵タンクに係る技術基準の運用について」(平成 24 年 3 月 28 日付け消防危第 88 号) 第 2、1 によらないこととしてよいか。

答 差し支えない。